

鹿児島県SDGsロゴマーク使用要領

（目的）

第1条 この要領は、鹿児島県SDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（デザイン）

第2条 前条のロゴマークのデザインは、「鹿児島県SDGsロゴマーク使用におけるガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に定めたとおりとする。

（ロゴマークに関する権利）

第3条 ロゴマークに関する著作権等一切の権利は、鹿児島県に帰属する。

（使用対象者）

第4条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定める者（以下「使用者」という）とする。

- (1) 「鹿児島県SDGs登録制度実施要綱」に基づき登録された事業者
- (2) 県がロゴマークの使用を認めた者

（使用の範囲）

第5条 使用者は、ロゴマークをSDGsの普及・啓発のために使用することができる。ただし、次の各号に掲げる内容に該当する場合は使用することができない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものに使用すること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用すること。
- (3) 特定の商品やサービスの販売等、営利目的で使用すること。
- (4) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用すること。
- (5) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。
- (6) その他、県が不相当と認めるとき。

（使用の禁止）

第6条 使用者が前条に定める使用の範囲を逸脱して使用を行った場合、県は当該使用者に対し、ロゴマークの使用を禁止することができる。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザイン等を変更することがないように、ガイドラインに従って使用すること。
- (2) ロゴマークを用いて、商標及び意匠登録の出願をしないこと。

(使用者の責任)

第9条 使用者がロゴマークの使用により、県に損害を与えた場合、県はその賠償を請求することができる。

- 2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は、損害賠償、損失補填、その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用の報告)

第10条 県は、使用者に対して、必要に応じ、使用状況等の報告を求め、必要な調査を行うことができる。

(事務)

第11条 この要領に関する事務は、鹿児島県総合政策部総合政策課計画管理室が行う。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和5年1月30日から施行する。